

● 基本目標 V. 環境を守る“まちづくり” <環境分野>

施策の項目	<主要施策>	
01 環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公害指導監視体制の強化 (2) きれいな環境づくりの推進 (3) 啓発活動の推進 (4) 新エネルギーの研究促進 	
02 自然資源の活用による観光振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 既存施設を活用した拠点整備の推進 (2) 地域の魅力向上と情報発信 (3) 広域観光の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然環境・景観の保全 ② PR活動の推進
03 ごみ処理の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみ処理対策 (2) ごみ減量化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみの適正処理の推進 ② ごみ収集サービスの維持 ① ごみの減量化・リサイクルの促進 ② 広報、啓発活動
04 環境衛生の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) し尿処理対策 (2) 不法投棄の防止 (3) 墓地・火葬場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ① 収集サービスの維持 ② 合併処理浄化槽の整備促進
05 公園・緑地の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園・緑地の整備 	

第5章 環境を守る“まちづくり”

＜環境分野＞

第1節 環境の保全

【現状と課題】

地球環境問題が大きく取り上げられている中で、今ある豊かな自然を守り後世に引き継ぐことが私たちの責務です。このため自然との共生を基本に森林・河川・海や多様な生態系の保全を図り、今後も産業や生活を支える自然環境を守り育てるとともに、環境破壊につながる行為の防止が重要です。

また、自然・未利用資源の有効活用が推進されている中、本町では平成13年にクリーンで無尽蔵な風力エネルギーを利用した風力発電施設を導入しましたが、機械的な故障の修繕費用が高額であるため発電施設としての機能を廃止し、現在はモニュメントとして啓発活動の一役を担っています。今後も地球環境にやさしい家畜ふん尿等を利用した新エネルギーの研究と普及啓発を推進していくことが必要です。

【基本方針】

環境の保全と美化運動、公害防止対策を推進するとともに、地域にある資源を活用したエネルギーの研究・活用を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

【主要施策】

(1) 公害指導監視体制の強化

悪臭や水質汚濁、騒音・振動などの生活環境阻害要因を抑止するため、発生源に対する指導と監視体制の強化に努めるとともに、行政機関が連携し各種施策を展開します。

また、不適正な屋外焼却の指導強化に努めます。

(2) きれいな環境づくりの推進

町民全員が「ごみを出さない、捨てない、汚さない」、「ごみのごみを呼ぶ」という意識の高揚と実践により、きれいな環境づくりに努めます。また、関係団体と連携して、花いっぱい運動の展開や清掃活動を実施します。

(3) 啓発活動の推進

美しい環境を維持するため、広報誌などによる啓発活動を推進します。また、環境問題等についての出前講座の実施に努め、環境保全に対する町民意識の高揚を図ります。

(4) 新エネルギーの研究促進

興部町**地域新エネルギービジョン***・興部町バイオマスタウン構想に基づき、自然エネルギーや家畜ふん尿など、未利用エネルギーの活用と事業化の可能性について調査・研究を進めます。



第2節 自然資源の活用による観光振興

【現状と課題】

本町には海・川・山をはじめ自然資源が豊富に存在しており、その恩恵を受けて季節によっては釣りや山菜取りを楽しむ人が数多く訪れています。また、海水浴場やコテージ、アニュー（道の駅）には無料宿泊所があり夏期には多くの利用がありますが、通年で人を呼び込める施設や名所がないため、どちらかという通過・立寄型の位置付けがされます。

町外からの集客は多方面にわたっての波及効果があると考えられますが、そのための新たな観光拠点施設の整備ではなく、既存施設などの有効利用や豊富な自然資源を活用し、立寄拠点として、地域の活性化を図っていくことが重要です。

【基本方針】

「自然とともにある興部町」のイメージをPRし、自然資源を活用した遊びの場を提供し町内への滞在を促進します。

【主要施策】

（1）既存施設を活用した拠点整備の推進

町のシンボリックな存在である町を一望できる「酪農の丘」の立地条件を活かし、周辺の景観整備を図るため、桜の植樹とスイセンの花畑整備を進めてきました。今後は、住民と協働により整備した花木の維持管理に努めます。

また、アニューやさるる海水浴場及びコテージ等への立寄りを促進するための情報発信と、その維持管理に努めます。

（2）地域の魅力向上と情報発信

① 自然環境・景観の保全

本町の魅力である海・山・川などの豊富な自然環境を守り育てる意識を高めるとともに、各種事業の実施にあたっては景観に配慮した整備を促進します。

② PR活動の推進

不特定多数の人が訪れる「道の駅」や町ホームページを活用し、地域の魅力やイベント・施設利用に関する各種情報の発信に努めます。

（3）広域観光の推進

オホーツク圏域や近隣市町村との連携を推進し、相乗効果による観光振興を目指します。

第3節 ごみ処理の充実

【現状と課題】

ごみ処理については、平成22年まで焼却・埋立を計画していた最終処分場が平成19年度に満杯になってしまい、嵩上げにて対応してきたところであります。この間、生ごみの分別（平成21年度）やごみ袋料金（手数料）の一部改正により、埋立ごみの減容減量の努力を行い、これらの効果により、広域ごみ処理が開始される平成24年度以降も災害対策時用に使用することができます。

平成24年度以降のごみ処理については、「興部町ごみ処理基本計画」に基づく広域（紋別市・滝上町・興部町・西興部村）でのごみ処理体制となります。

今後は、広域ごみ処理体制への移行に伴う廃棄物処理手数料（ごみ袋等）の適時見直しの検討、さらなるごみ減量化に取り組むことが必要です。

【基本方針】

ごみのさらなる減量化に向けて、分別に対する町民一人ひとりの意識を高めるとともに、ごみの再利用・リサイクルを推進し、循環型社会の構築を目指します。

【主要施策】

（1）ごみ処理対策

① ごみの適正処理の推進

ごみの質的变化などに対応した処理を進めるとともに、「興部町ごみ処理基本計画」及び「分別収集計画」に基づく、ごみ収集・分別体制の充実を図り、ごみの適正処理を推進します。

② ごみ収集サービスの維持

必要に応じてごみステーションの配置を検討するとともに、現在の収集体制を維持します。

（2）ごみ減量化対策

① ごみの減量化・リサイクルの促進

行政・事業者・町民が一体となってごみの減量化・リサイクルの取り組みを推進し、循環型社会の構築に努めます。また、生ごみの有効処理についての検討を進めます。

② 広報・啓発活動

広報誌、パンフレットなどにより、さらなる分別の広報・啓発活動を展開し、ごみの減量化に向けた町民意識の高揚を図ります。

第4節 環境衛生の充実

【現状と課題】

し尿収集処理は、水洗化が進み減少傾向にある中で、許可業者により収集し、西紋別地区環境衛生施設組合で適正な処理が行われています。

下水道未整備地域については「生活排水処理基本計画」に基づき、合併処理浄化槽の普及促進が求められている中、平成22年度より興部町合併処理浄化槽設置事業補助金制度を設け、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組んでいます。

不法投棄対策として、定期的なパトロールや環境活動推進奨励金交付事業（町民による環境パトロール、清掃活動等）などを実施し、監視を行っていますが、今後も根絶に向けた取り組みが必要です。

昭和57年に建設された火葬場は、老朽化による施設の改修、設備の更新が必要です。

また、墓地についても区画が少なくなっているため、今後に向けて整備を推進していく必要があります。

【基本方針】

町民の生活環境の向上を図るため、下水道区域外の合併処理浄化槽の設置を推進し、環境衛生の充実に努めます。また、墓地の区画整備と火葬場の計画的な維持管理に努めます。

【主要施策】

（1）し尿処理対策

① 収集サービスの維持

迅速な対応と収集サービスの維持に努めます。

② 合併処理浄化槽の整備促進

下水道未整備区域における合併処理浄化槽の普及に努めます。

（2）不法投棄の防止

環境の悪化を防ぐため、不法投棄の早期発見と未然防止に努めるとともに、町民をはじめ警察や関係機関との連携を図りながら、監視・指導体制を強化し、不法投棄のない町を目指します。

また、産業廃棄物の適正処理についての指導に努めます。

(3) 墓地・火葬場の整備

墓地については、住民の要望に応えた計画的な整備に努めます。

火葬場については、計画的な修繕により施設の維持管理を図ります。



第5節 公園・緑地の維持・保全

【現状と課題】

社会の急激な変化と都市化が進む中で、町民生活においては、うるおいとゆとりのある生活が求められています。その中で豊かな自然に恵まれた公園・緑地は、町民にとって益々重要なものになっています。

本町には、**街区公園***・**近隣公園***等が整備されていますが、住民の日常生活に密着した、やすらぎと憩いの場としての公園・緑地等の整備が必要となっています。

また、近年では公園施設に関する事故が多発しており、日常点検・定期点検等、公園施設の安全管理体制の強化が重要です。

【基本方針】

地域の特性に合った公園や緑地の整備を行い、快適な生活環境づくりに努めます。

【主要施策】

(1) 公園・緑地の整備

地域の特性に合った公園や緑地の整備を推進するとともに、地域に親しまれる公園を目指して、住民の意見・要望を反映した整備に努めます。また、遊具の安全管理対策として、目視・触診等による日常点検や一定期間ごとに行う専門技術者による定期点検の充実を図り、安心して遊べる環境づくりに努めます。